

湘南のでんき サービス内容説明書(重要事項説明書) 下記の事項を必ずお読みいただいたうえでお申込みください

1. 契約の成立、契約期間

- 一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社(以下、「一般送配電事業者」)の管轄する供給エリアの内、神奈川県内においてお客さまが新たに湘南電力との需給契約を希望される場合は、あらかじめ湘南電力株式会社(以下、「湘南電力」)の電気需給約款(令和6年4月1日実施)、および一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守することをご承認のうえ、湘南電力が指定する Web または指定書式でお申込みをしていただきます。
- 電気需給契約はお客さまからのお申込みを湘南電力が承諾したときに成立いたします。
- 契約期間は電気需給契約が成立した日からお客さままたは当社が電気需給契約を解約する日までといたします。
- 契約先を他社から湘南電力へ変更する場合、下記のような事項が発生する場合がございます。予め現在の小売電気事業者とのご契約内容をご確認ください。
 - 現在の電気契約を解約すると、その料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
 - 現在の電気契約を解約することにより、現在お客さまがご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
 - 現在の電気契約において、割引やポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
 - 現在の電気契約を解約することにより、解約までの契約期間中における電気の使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

2. 供給電気方式、供給電圧、周波数

供給電気方式および供給電圧は交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は標準周波数 50 ヘルツといたします。なお、技術上やむをえない場合は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

3. 契約電流、契約容量、契約電力

- 電灯 B の契約電流は、ご契約上使用できる最大電流(アンペア[A])をいい、交流単相2線式標準電圧 100 ボルト(V)に換算した値といたします。契約電流は、10A、15A、20A、30A、40A、50A または 60A のいずれかとしてお客さまの申出によって定めます。ただし、原則として、スイッチングのお申込み時に契約電流を変更することはできません。なお、契約電流に応じて当該一般送配電事業者がアンペアブレーカーもしくは電流を制限する計量器を取付けます。この電流制限器等の取付けに伴いお客さまが費用を負担されることはありません。
- 電灯 C の契約容量はご契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア [kVA])をいい、原則として、あらかじめ設定していただいた契約主開閉器の定格電流に基づき算定された値といたします。ただし、スイッチングの場合は、原則として、他の小売事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- 動力契約の契約電力はご契約上使用できる最大電力(キロワット [kW])をいい、原則として需要場所における負荷設備の内容等を基準として定められる値といたします。
- やむを得ない場合を除き、お客様が契約電流(電力)を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する計量日まで、契約電流(電力)を変更することはできません。

4. 電気料金プラン 料金表

適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力、適用期間等の電気料金プランに関する詳細は、各種電気料金プラン定義書で定めます。(税込)

湘南のでんき 電灯 B・電灯 C			料金
基本料金	電灯 B	10 アンペアにつき	295.24 円
	電灯 B	15 アンペアの場合	442.86 円
	電灯 C	1kVA につき	295.24 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh につき	34.86 円
	121～300kWh まで		41.46 円
	300kWh～		45.55 円
湘南のでんき 動力			料金
基本料金	1kW につき		1, 138.46 円
電力量料金	夏季	1kWh につき	32.35 円
	その他季		30.78 円
湘南のガスとでんき			料金
基本料金	電灯 B (30A/40A/50A/60A)	10 アンペアにつき	311.75 円
	電灯 C	1kVA につき	311.75 円
電力量料金	120kWh まで	1kWh につき	28.80 円
	121～300kWh まで		35.40 円
	300kWh～		39.49 円
湘南のガスとでんき 動力			料金
基本料金	1kW につき		1,098.05 円
電力量料金	夏季	1kWh につき	27.14 円
	その他季		25.57 円
湘南のオール電化			料金
基本料金	電灯 B	10 アンペアにつき	295.24 円

	電灯 C	1kVA につき	295.24 円
電力量料金	午前 6 時～翌午前 1 時	1kWh につき	40.45 円
	午前 1 時～午前 6 時		31.39 円
湘南のオール電化 電灯 B・電灯 C			料金
基本料金	電灯 B (30A/40A/50A/60A)	10 アンペアにつき	295.24 円
	電灯 C	1kVA につき	295.24 円
電力量料金	昼間(午前 6 時から翌日午前 1 時まで)	1kWh につき	34.86 円
	夜間(午前 1 時から午前 6 時まで)		45.55 円

5. 付帯メニュー

上記の電気料金プランに付帯した以下のサービスです。詳細は各付帯サービス定義書をご確認ください。

湘南のカーボンフリー	非化石証書とJ-クレジットを組み合わせることで、使用電力をオフセット(CO2ゼロ)にする再エネメニューです。
eemo 割	(株)REXEVが提供する eemo ご利用に応じて電気料金を割引する付帯メニューです。
0 円ソーラーサービス	初期費用 0 円で太陽光発電設備を導入するサービスです。

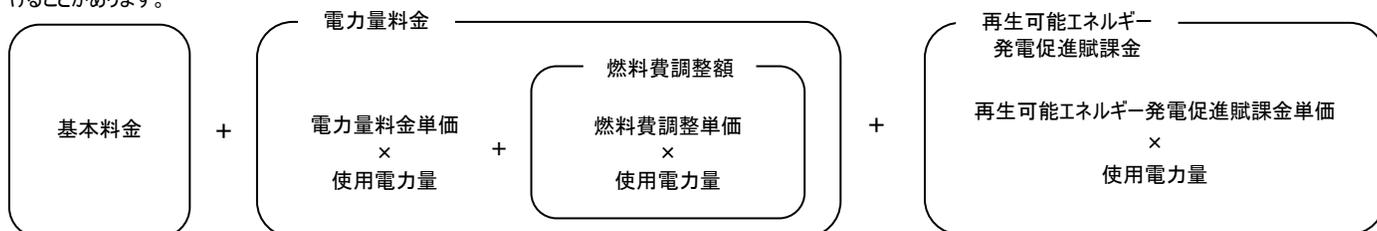
6. 請求金額の計算方法

(1)請求金額等のご案内

月々の使用電力量、料金、その他お客さまへのご案内事項は、原則として湘南電力のお客さまマイページを通じてご案内いたします。

(2)料金の計算方法

・契約電流、契約容量または契約電力の規模で決まる基本料金と、使用電力量に応じた電力量料金に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えて計算します。電力量料金に対して燃料価格の変動に応じて燃料費調整額を加算または差引します。ただし、基本料金についてはまったく電気を使用しない場合は半額となります。また、お客さまが支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合は、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。



・料金の算定期間は、原則として、前月の計量日から、当月の計量日の前日までの期間といたします。なお、計量日とは記録型計量器(以下、スマートメーター)に最大需要電力および使用電力量等が記録される日で、地区番号を基準に毎月一定の日(お客さまによって異なる)となります。ただし、お客さまが電気の使用を開始(もしくは解約)した場合や、契約内容の変更等により料金に変更があった場合は使用日数に応じて日割計算いたします。

・使用電力量の計量は、一般送配電事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合はお客さまとの協議によって定めます。スマートメーターの設置が新しいプランへの切替日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における 30 分ごとの使用電力量は、計量された使用電力量を均等に配分してえられる値といたします。

(3) 燃料費調整額については、発電燃料の取引情勢等に応じて下限または上限に定めなく変動いたします。なお、算定に使用する算定諸元および算定対象の期間については各種電気料金プラン定義書で定め、各月の燃料費調整単価は湘南電力のホームページでお知らせいたします。

7. 料金の支払い方法

(1)料金の支払義務および支払期日

一般送配電事業者等が計量した値を当社が受領し、当社にて料金の請求が可能となった日(以下、請求日)にお客さまの支払い義務が発生します。料金の支払期日は、原則として、請求日の翌日から起算して 30 日目といたします。支払期日を経過してなお料金をお支払いいただけない場合、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2)料金の支払方法

電気料金については口座振替またはクレジットカードを利用した支払いのいずれかの方法によりお支払いいただけます。なお、新たに口座振替またはクレジットカードでのお支払いを希望された場合、金融機関等の手続きが完了するまでは振込票による支払いに変更させていただきます。お客さまのご都合により口座振替またはクレジットカードを利用したお支払いができない場合には振込票によるお支払いに変更させていただきます。なお、この振込票のお支払いとなる場合は 7. (3)②で定める手数料を申し受けます。

(3) 以下の手数料については電気料金とあわせて申し受けます。

(税込)

①検針結果および算定した料金を書面またはお客さまの指定する方法によりお知らせする場合の手数料	220 円
②各種料金にかかる支払証明書の発行に伴い要する手数料および払込票の発行に要する手数料	990 円

8. 託送供給等約款の遵守

(1) 計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者等または一般送配電事業者等が委託した事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

(2) 電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異状もしくは故障または生じるおそれがある場合や、お客さまの電気工作物に異状、もしくは故障があり、または生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合には速やかに一般送配電事業者へ通知いただけます。

(3) 一般送配電事業者等が定める託送供給等約款にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。

- ・一般送配電事業者等およびお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
- ・一般送配電事業者等の電気工作物の修繕、変更その他の工事にやむをえない場合
- ・その他保安上必要がある場合

(4) その他、託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。

9. 工事費負担金等相当額の申受け等

- ・湘南電力は、一般送配電事業者等からお客さまへの電気の供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、一般送配電事業者等の工事着手前に申し受けます。
- ・託送供給等約款にもとづき湘南電力の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

10. 契約の変更および解約等

(1) お客さまからの電気需給契約の変更および解約

お客さまが電気需給契約内容の変更を希望する場合は原則として当社所定の様式によってお申込みいただけます。引越し等、お客さまのご都合により電気を継続してご使用ならないことが明らかになった場合は、当社電気受付センターまでご連絡いただいた廃止期日をもって需給契約を廃止します。他の小売電気事業者へ電気需給契約を切替える場合、湘南電力に通知せずに他の小売電気事業者社への申し込みにより電力広域的運営推進機関から湘南電力に電気需給契約の廃止期日を伴う通知があった場合は、当該通知をもってお客さまの解約通知とみなします。なお、電気需給契約の廃止または解約により電気料金の債務は消滅いたしません。

(2) 湘南電力からの電気需給契約の解約

次の場合には、湘南電力がお客さまとの電気需給契約を解約することがあります。

① お客さまが次のいずれかに該当する場合

- ・お客さまが料金について支払期日を経過してなお支払われない場合
この場合、原則として電気需給契約を解約する15日前までにお知らせします。
- ・お客さまが当社の他の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金および当社の需給約款から生ずる金銭債務等)を支払われない場合
- ・お客さまから供給開始に必要な情報を提供いただけず、供給開始に向けた手続きに支障がある場合

② お客さまが次のような一般送配電事業者から託送供給を停止またはその恐れがある事実が判明した場合

- ・お客さまの責めとなる理由で保安上の危険が生じた場合
- ・一般送配電事業者に無断で、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備の接続を行った場合
- ・当該需要場所内の一般送配電事業者の電気検査物を故意に損傷または亡失して重大な損害を与えた場合
- ・その他、電気需給約款に定める湘南電力または一般送配電事業者の協力または措置対応に応じない場合

③ 破産、再生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てがあった場合や、当社に対する通知内容が事実と異なることが判明した場合、その他湘南電力が定める電気需給約款および託送供給等約款の内容に反した場合

11. 信用情報の共有

10.(2)①に該当する場合、お客さまの電気需給契約に係る名義、住所、料金の支払いに関する情報等について他の小売電気事業者に提供することがあります。

12. 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用され、料金の全部または一部の支払いを免れた場合は託送供給等約款の定めにより一般送配電事業者から請求された金額を違約金として申し受けます。この場合の違約金は湘南電力の電気需給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて定められた金額の差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合は6か月以内で当該一般送配電事業者が決定した期間といたします。
- (2) その他の電気需給契約やキャンペーン等の違約金については電気需給約款、各種定義書、各付帯サービス定義書およびその他規約(「電気需給約款等」といいます。)に準拠して電気料金とあわせて申し受けます。

13. 個人情報の取り扱い

湘南電力が取得するお客様さまの個人情報は、湘南電力の事業における契約の締結・履行、アフターサービス、設備などの保守、アンケートの実施、商品やサービスの開発・改善、商品やサービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘、関係法令により必要とされる業務その他に付随する業務実施のために、湘南電力または代理事業者等必要な範囲内で利用いたします。湘南電力のホームページで「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」掲載いたします。

14. 地域応援プラン

お客さまにお支払いいただく電気料金のうち、再生可能エネルギー発電促進賦課金を控除した合計の1%金額を「応援金」として、お申し込み時にお客さまがお選びいただく「地域応援プラン」を通じて、湘南電力が湘南地域の活性化、課題解決に還元します。

地域活性化応援プラン	湘南地域の産業・伝統行事・スポーツ振興を通じて地域活性化を応援します
湘南ライフスタイル応援プラン	湘南地域の環境保全・防災への取組を応援します
湘南ベルマーレ応援プラン	湘南地域をホームタウンとするプロサッカークラブ湘南ベルマーレの活動を応援します
湘南ベルマーレフットサルクラブ応援プラン	湘南地域をホームタウンとするプロフットサルクラブ湘南ベルマーレフットサルクラブを応援します
アール・ド・ヴィーヴル応援プラン	障がいがあるかたのアート創作活動支援を通じて地域の文化・芸術を応援します
ピンクリボンふじさわ応援プラン	乳がん検診啓発のほか乳がん罹患後のサポートに取組むピンクリボンふじさわの活動を応援します
小田原市応援プラン	小田原市との共同事業として、市内の子ども食堂の活動を応援します

地域応援の実績や、その他の応援プランについては湘南電力のホームページからご覧ください

15. クーリング・オフについて

当社または当社の代理店から特定商取引法上の訪問販売または電話勧誘販売による勧誘を受け、お客さまが電気需給契約等を申し込みまたは契約締結した場合で、当社がお申し込みを承諾した日(その日の前に同法第4条または第18条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日)から起算して8日を経過するまでの間は、書面または電磁的記録により契約のお申込みの撤回または契約の解除(クーリング・オフ)を行うことができます。

(1) お客さまがクーリング・オフを行う場合、お客さまは

- ① 損害賠償や違約金の支払いを請求されることはありません。

- ②既にご使用になられた電気にかかわる料金、その他電気需給契約にもとづき提供された商品およびサービスの対価についてのお支払いを請求されることはありません。
 - ③電気需給契約にかかわる商品またはサービスの引き渡しに既にされている場合には、その引き取りに要する費用を負担することはありません。
 - ④既に電気需給契約に関連した金銭を支払われている場合には、速やかに全額を返金します。
- (2)お客さまが、当社または当社の代理店からクーリング・オフに関して不実を告げたことにより誤認し、または威迫されたことにより困惑したために、クーリング・オフを行わなかった場合には、電気需給契約に関して、クーリング・オフの権利その他所定の事項を記載した書面をお客さまが当社または当社の代理店から改めて受領し、その内容について説明を受けた日から起算して8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録によりこの契約のお申し込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことができます。クーリング・オフを行う場合は、以下のいずれかの方法でお知らせください。
- ①書面によるお知らせ(特定記録郵便または簡易書留を推奨します。)
 郵送先 湘南電力株式会社 〒250-0001 神奈川県小田原市扇町 1-30-13
 書面記載内容: a お客さまの氏名、b 住所、c 電話番号、d お申し込み日、e ご契約のサービス名、f 代理店会社名と販売担当者氏名、g「d.の日付のお申し込みを撤回します。または本契約を解除します。」
 - ②湘南電力のホームページ内の専用フォームによるお知らせ
<https://shonan-power.co.jp/coolingoff-form>

16. その他

- ・上記に記載のない事項の取扱いは、湘南電力が定める電気需給約款等およびお客さまがご契約の供給条件によります。
- ・湘南電力は、電気需給約款等およびご契約の供給条件の内容を変更することがあります。その場合、湘南電力のホームページまたは Web サービス等を通じてあらかじめご案内いたします。なお、電気需給約款等およびお客さまがご契約の供給条件の内容は湘南電力のホームページで確認することができます。
- ・湘南電力またはお客さまからの申出により契約内容を変更または更新する場合、湘南電力より Web サービス等を通じて、変更または更新後の契約内容のみをお知らせします。なお、変更または更新とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

各種手続き、お問い合わせ

お問い合わせ	販売事業者
<p>湘南のでんき電気受付センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ●TEL:050-2018-7795 (土日休祝日・年末年始を除く平日の10時～18時) ●E-mail: info@shonan-power.co.jp <p>湘南電力のサービスお手続き・お問い合わせを承ります。 停電時等緊急時の連絡先は湘南電力のホームページでご案内いたします。</p>	<p>湘南電力株式会社</p> <p>〒250-0001 神奈川県小田原市扇町 1-30-13 小売電気事業者登録番号: A0177 代表者名 代表取締役 原 正樹</p>